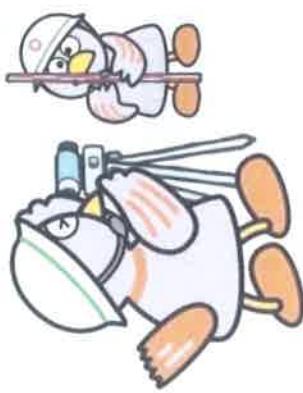




令和4年度

埼玉県土整備部建設管理課
土木積算・建設IT担当



情報共有システム(ASP方式)説明会





本日の説明内容

- ・工事情報共有システムの実施について
- ・遠隔臨場の試行について
- ・公告文等の記載例
- ・その他

工事情報共有システムの 実施について





工事情報共有システムの実施について

工事情報共有システム(ASP方式)とは

- ・ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略
- ・事業者がWebを介してサービス(工事情報共有サービス)を提供する方式
- ・ASP方式で事業者が開発した「工事情報共有システム」を用いて、受発注者間の工事に関する情報の共有、相互利活用を図る受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図る
- ・国土交通省では、平成21年度から試行され、平成25年度から本格導入
- ・他県でも積極的に導入
- ・埼玉県土整備部では令和3年度に試行、令和4年度より本格実施
- ・なお自前で工事情報共有システムを構築する自治体もあるので、「ASP ≠ 工事情報共有システム」



工事情報共有システムとは

遠隔臨場とは

- ・映像データを用いて現場の状況をリアルタイムで確認できる機能
- ・遠隔臨場についても段階的に実施していく
- ・現場での立会に代わり、発注者が事務所内で確認できる
- ・受注者側の立ち会い調整時間の削減
- ・発注者の移動時間削減などを実現するもの
- ・緊急時、災害時など、いつでもどこでも即座にアクセスし、速やかに情報収集・共有
- ・複数人が同時に同じ画面を共有しながら対策を考えることも可能



工事情報共有システムの実施について

適用範囲

(工事情報共有システム実施要領 第1条)

(建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 第1条)

県土整備部・都市整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）

- ・上記以外の部局、工事についてはそれぞれの所管課の要領を参照
- ・適用範囲、対象工事等が異なるので注意して下さい



埼玉県の工事情報共有システムの要領(R4)

部局	要領名	対象工事	問い合わせ先
国土整備部 都市整備部	埼玉県建設工事情報共有システム実施要領	当初設計金額6,000万円以上の建設工事(営繕工事を除く)	国土整備部 建設管理課 建設IT担当 都市整備部 都市整備政策課 企画担当
	埼玉県農林部情報共有システム試行要領	当初設計金額6,000万円以上の建設工事(営繕工事を除く)	農林部 農村整備課 技術管理担当
全部局 営繕工事	埼玉県営繕工事情報共有システム試行要領	当初設計金額1億円以上の営繕工事	国土整備部 建設技術・積算担当
	埼玉県下水道局土木工事情報共有システム試行要領	当初設計金額1億円以上の土木工事	下水道局 下水道事業課 建設担当
下水道局	埼玉県下水道局下水道用機械・電気設備工事情報共有システム試行要領	当初設計金額1億円以上の下水道用機械・電気設備工事	下水道局 下水道事業課 建設担当
	埼玉県企業局土木工事情報共有システム試行要領	当初設計金額1億円以上の土木工事	企業局 工事検査員
企業局	埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム試行要領	当初設計金額1億円以上の水道用機械・電気設備工事	企業局 工事検査員



埼玉県の遠隔臨場の要領(R4)

部局	要領名	対象工事	問い合わせ先
県土整備部	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	工事(宮崎工事を除く)	県土整備部 建設管理課 建設IT担当
都市整備部			都市整備部 都市整備政策課 企画担当
農林部	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	工事(宮崎工事を除く)	農林部 農村整備課 技術管理担当
下水道局	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	土木工事	下水道局 下水道事業課 建設担当
企業局	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	土木工事	企業局 工事検査員



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

(情報共有システムの対象工事)

第3条 対象とする工事は、原則、当初設計金額60,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とする。ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。
なお、別紙記載例を参考に特記仕様書に情報共有システム活用の対象工事について明示する。



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

やむを得ない理由とは…

- ・説明会が終わっていない
- ・発注機関から現場が近い
- ・工期が短いなどシステム活用の効果が表れにくくい工事
- ・山奥でネット環境が悪い現場など



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

(情報共有システムの選定)

第9条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 國土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.3)」を満たすもの
- 二 第4条で定めた工事帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款や埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なものの



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

- 三 LandXML、IFC、SFC形式を表示する機能を有するもの(変換表示可)
- 四 遠隔臨場を行う機能を有するもの
- 五 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードができる可能なもの
- 六 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なものの



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

※埼玉県では、平成27年10月から含まれている。



工事情報共有システムの実施について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

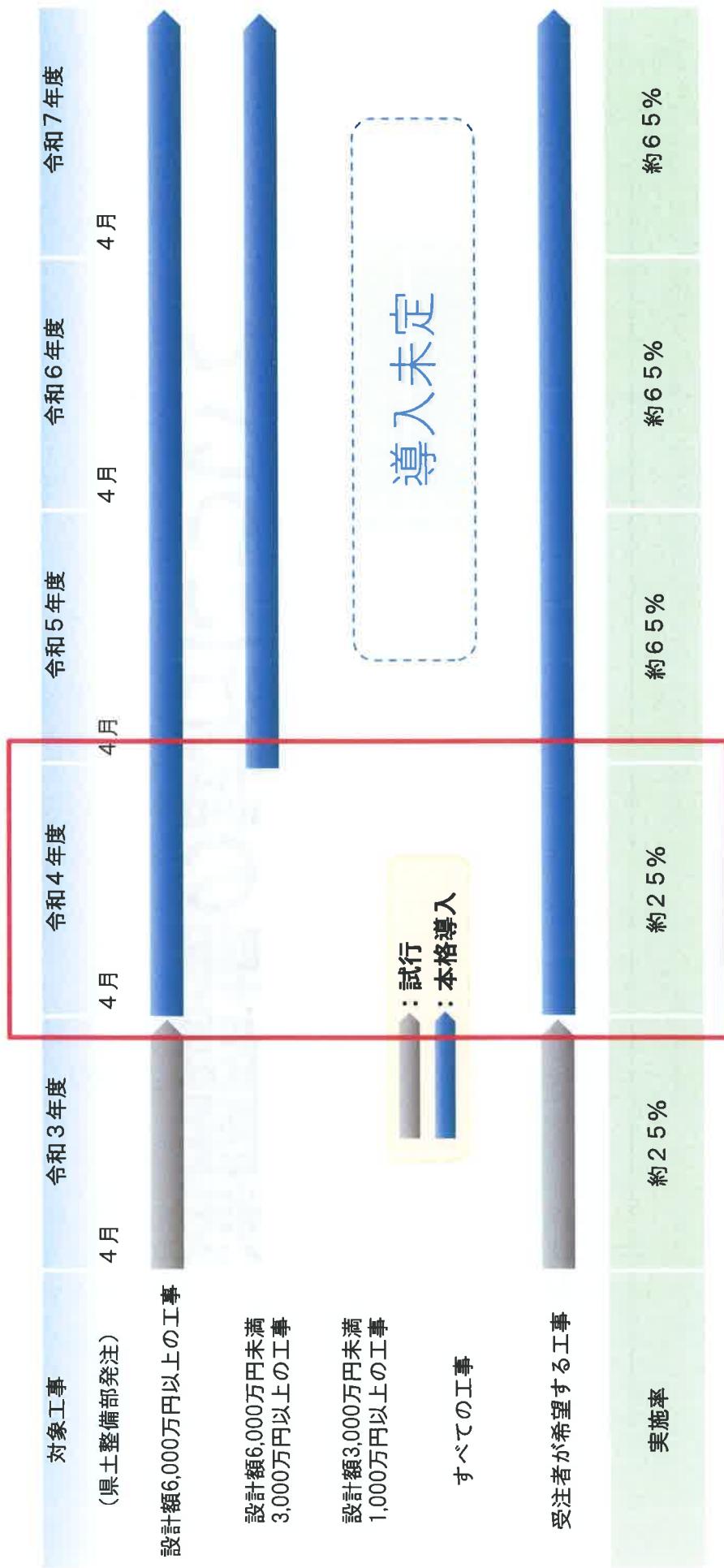
附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 2 埼玉県土整備部情報共有システム試行要領(令和3年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 前項の規定に關わらず、令和4年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。



工事情報共有システムの実施について

スケジュール



遠隔臨場の試行について

埼玉県





遠隔臨場について

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(1ページ)

対象とする工事は…

【解説】7行目

遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。



埼玉県

遠隔臨場の試行について

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(12ページ)

(現場臨場に必要な費用)

発注者が指定する工事は発注者が積み上げ計上し、

受注者が希望する工事は受注者が負担するものとする。

※ 国と同様の扱い



遠隔臨場の試行について

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(13ページ)

附則

- 1 本要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(令和3年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 前項の規定に関わらず、令和4年3月31日までに試行したものについては、なお従前の例による。



公告文等の記載例





公告文等の記載例

特記仕様書の記載例

第〇〇条 情報共有システムの活用について
原則、当初設計金額60,000千円以上の工事または受注者が希望する工事については、
情報共有システムを活用するものとする。
ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる
場合は、この限りではない。
実施にあたっては、『埼玉県建設工事情報共有システム実施要領』に基づくものとする
で予め県のホームページを参照すること。
URL: (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kojijyoho_kyoyusystem.html)

発注者は、すべての工事に添付する。



公告文等の記載例

公告文の記載例（情報共有システム）

記載例	記載内容
1 入札対象工事 (7) その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。

設計金額60,000千円以上の工事に記載



公告文等の記載例

公告文の記載例(遠隔臨場)

記載例	記載内容
1 入札対象工事 (7) その他	本工事は、建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用する工事である。

発注者が指定する工事に記載



埼玉県

その他



その他

実績のあるプロバイダ以外の選定

- ・ 使用実績のあるプロバイダ以外で県要領を満たすプロバイダの使用申請があつた場合、県庁のインターネット環境利用に關して協議が必要なケースもある
- ・ 利用不可となつた場合、発注者用のASP使用PCとインターネット環境は、受注者が準備（費用は受注者負担）



その他

工事帳票について

■情報共有システム試行対象書類一覧表

No.	書類名稱	様式*		試行における書類の 本的な取扱い	備考
		埼玉県	ASP		
1	現場代理人等連絡書及び登録書	○	○		
2	被負代金内訳表	○	○		
3	工事工程費	○	○		
4	建設業出資金共済紙購入状況報告書	○	○		
5	請求書	○	○		
6	契約後VTR撮影書	○	○		
7	再生資源利用計画書	○	○		
8	再生資源利用促進計画書	○	○		
9	工事監査証明書	○	○		
10	施工計画書	○	○		
11	施工作図書の照査検査書類 (契約書類・8条に該当する事実があつた場合)	○	○		
12	工事測量成果書 (仮BIM及び多角点の位置)	○	○		
13	工事測量結果	○	○		
14	施工体制台帳	○	○		
15	施工体系図	○	○		
16	工事記録(指揮)	○	○		
17	工事記録(引渡し)	○	○		
18	工事記録(予測)	○	○		
19	工事記録(監査)	○	○		
20	工事記録(提出)	○	○		
21	工事記録(切替)	○	○		
22	関係機関認証資料(許可後の資料)	○	○		
23	近隣協議資料	○	○		
24	材料承認書	○	○		
25	地盤調査結果一覧表	○	○		
26	休日改動作業届	○	○		
27	事業実行報告書	○	○		
28	出来形数量計算表	○	○		
29	出来形数量計算書	○	○		
30	品質管理図書	○	○		
31	材料品質証明資料	○	○		
32	敷主監査書(中間勘定金)	○	○		
33	請求書(中間勘定金)	○	○		
34	出来形報告書(出来高図、数量内訳書)	○	○		
35	指定部位完成通知書	○	○		
36	指定部位引渡書	○	○		
37	請求書(指定部分完済料)	○	○		

39 / 7 埼玉県(内)の印鑑



その他

成果品について

- CD-Rで納品、保管
- 紙提出は求めない
- 検査もペーパーレス

その他（R3年度試行結果について）

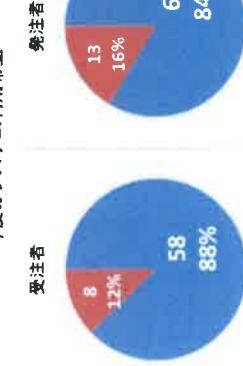
工事情報共有システム(ASP方式)

1. 令和3年度の試行結果(3月末時点、3月末までにシステムベンダーとの契約があつたものの県土整備部における60,000千円以上の工事で原則試行(実績309件) 60,000千円未満工事でも、受注者の希望があれば試行(実績45件)

2. フォローアップ(アンケート結果より)
(効果)受注者：書類提出の移動時間削減、発注者の決裁の効率化、紙の削減等で効果あり(利用希望88%) (効率化した78%)
発注者：書類作成の効率化、紙の削減、文書管理の効率化、在宅勤務での対応が可能等で効果あり (利用希望84%) (効率化した62%)
(課題)受注者：電子に加え紙資料も作成してしまう、慣れが必要等 (希望しない12%) (悪くなつた5%)
発注者：操作性の問題、紙よりも書類確認に時間を要する、慣れが必要等(希望しない16%) (悪くなつた10%)

アンケート結果

今後のシステム利用希望



■希望する ■希望しない

今後の利用希望



受注者

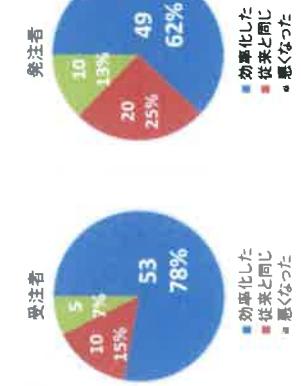
発注者

今後の利用を希望。
受注者
発注者
今後の利用希望。



課題を整理しつつ
拡大、本格導入

システム全体評価



■効率化した
■從来と同じ
■悪くなつた

全体評価

受注者は8割近く、
発注者は6割以上が、
効率化したと回答。
一方で、
悪くなつたと回答した者は、
受注者ともに1割前後。

3. 令和4年度の実施方針

・60,000千円以上の工事で本格導入する。

受注者とともに8割以上が利用を希望していることから、スケジュールどおり本格導入する。(試行要領 → 実施要領)

・建設業協会等との意見交換を踏まえ、県土整備部に加え、都市整備部へ拡大展開する。

・試行に引き続き、効率的な実施方法の検討、改善を行う。

・その他:ASP対象書類(一覧表)の検討。効率的な検査方法の検討。改善。

その他（R3年度試行結果について）

遠隔臨場

1. 令和3年度の試行結果（3月末時点）

発注者指定型：県土整備部において、工事情報共有システム対象工事のうち、各事務所3～4件（実績23件）
受注者希望型：発注者指定型以外でも、受注者の希望があれば試行

2. フォローアップ（アンケート結果より）

（効果）受注者：立ち合いに来てもらう必要がない等（積極導入すべき29%）（効率化した28%）
（効率化した60%）

発注者：現場への移動時間削減等

（課題）受注者：手間が増える、慣れが必要、サポートで人員が必要、受注者側のメリットを感じられない等（やめるべき21%）（作業が増えた43%）

（効率化した14%）

（受注者：通信状況が悪い、現場状況の把握困難、映像で確認できない工種あり、技術力低下の不安等（やめるべき13%））

1. 令和3年度の試行結果（3月末時点）

（実績20件）

計43件

2. フォローアップ（アンケート結果より）

（効果）受注者：立ち合いに来てもらう必要がない等（積極導入すべき29%）（効率化した28%）
（効率化した60%）

発注者：現場への移動時間削減等

（課題）受注者：手間が増える、慣れが必要、サポートで人員が必要、受注者側のメリットを感じられない等（やめるべき21%）（作業が増えた43%）

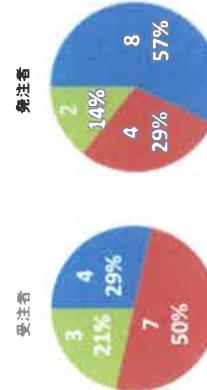
（効率化した14%）

（受注者：通信状況が悪い、現場状況の把握困難、映像で確認できない工種あり、技術力低下の不安等（やめるべき13%））

アンケート結果

今後の導入拡大

受注者



■積極的に導入すべき
■やむを得ない
■やめるべき

今後の導入拡大

発注者



■積極的導入すべき
■やむを得ない
■やめるべき

遠隔臨場全体評価

受注者



■効率化した
■従来と同じ
■作業が増えた

全体評価

発注者



・効率化したと回答
・従来と同じと回答
・作業が増えたと回答
■効率化した
■従来と同じ
■作業が増えた

試行の継続

受注者



■引き続き、課題整理
■改善が必要

今後の導入拡大

発注者



・現場への移動時間削減など、
・発注者のメリットが大きい。
・受注者の4割以上が、
・作業が増えたと回答。
■現場への移動時間削減など、
■発注者のメリットが大きい。
■受注者の4割以上が、
■作業が増えた

3. 令和4年度の実施方針

・アンケート結果を踏まえ、国との試行結果、試行方針も注視しながら、試行を継続する。

・令和3年度と同様に、各発注機関3～4件試行する。

・公園事務所など、遠方の現場を多く抱える都市整備部へ拡大展開する。

・遠隔臨場に適した工種等の把握、効率的な実施方法等の検討、改善を行う。

・その他：遠隔臨場中の安全確保、注意喚起。

おわい

